

第3章 耐震化の促進に関する目標

1. 耐震化の目標の設定

基本方針に基づき、「地震被害の低減」「発災後の対応の円滑化」の観点から、それぞれに目標を設定する。

(1) 対象建築物

地震被害の低減	発災後の対応の円滑化
住宅	防災上重要な施設
多数の者が利用する建築物	沿道建築物

(2) 目標設定の考え方

地震被害を低減するための目標（国の方針を参考に設定）

「住宅」については、国の「基本方針」に掲げられている目標を基に、県内の耐震化の状況を踏まえて、設定する。

「多数の者が利用する建築物」については、国の「基本方針」に掲げられている目標を基に、県内の耐震化の状況を踏まえて設定する。

参考：国が掲げる目標

区分	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
住宅	95%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物 (大規模建築物も含む)	95%	

発災後の対応を円滑にするための目標（県独自に設定）

「防災上重要な施設」については、県内の耐震化の現状を踏まえて、独自に設定する。

「沿道建築物」については、地震発生時に閉塞を防ぐべき佐賀県緊急輸送道路の沿道において、建物の倒壊などにより、住民の避難や緊急車両の通行の妨げになる恐れのある建物として、耐震化を促進する。

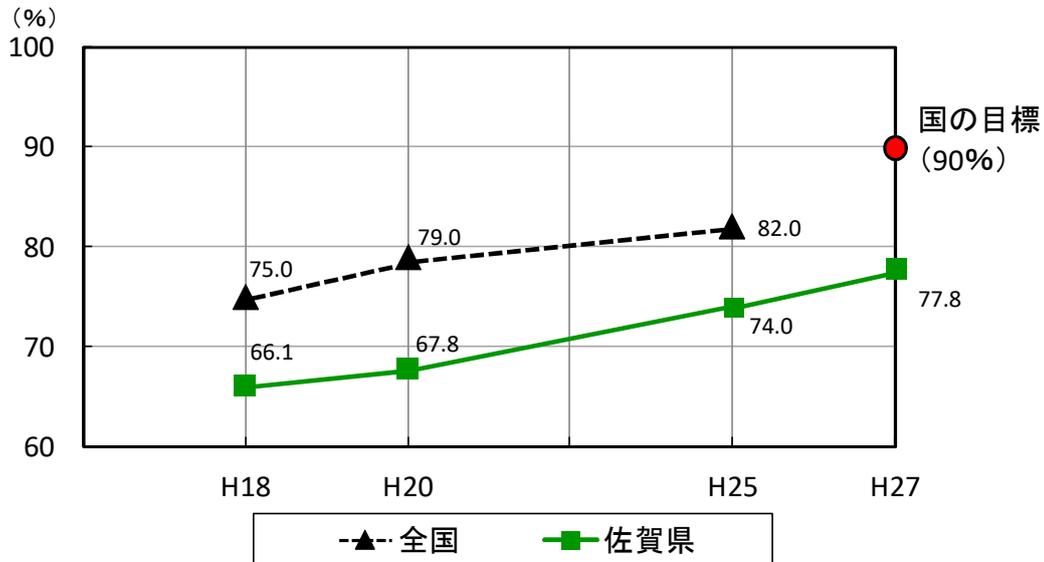
2. 耐震化の現状

(1) 耐震化の現状

住宅

住宅の耐震化の現状は、平成 25 年住宅・土地統計調査から、平成 25 年度時点において全体で 74.0%と推計され、平成 18 年度の当初計画策定時から、7.9%増加しているが、同じ増加率で推移すると仮定しても、国の目標である 90%（平成 27 年度末目標）への達成は難しい状況である。

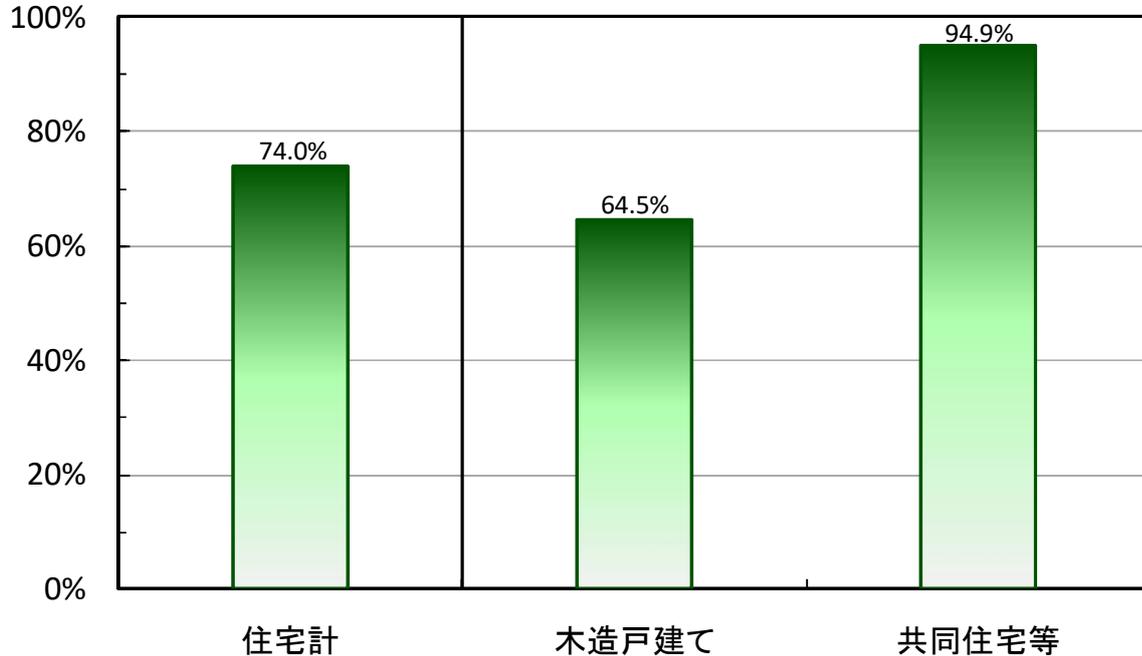
住宅の耐震化の推移



平成 27 年度における耐震化率は、平成 25 年度の耐震化の推計値から、「住宅・土地統計調査 (S63-H25)」、「日本の世帯数の将来推計 (都道府県推計、2015 年 12 月推計) 国立社会保障・人口問題研究所」、「住宅着工統計」を用いて推計した。

本県の住宅は、平成 25 年時点で木造戸建て住宅の戸数が約 204,100 戸、共同住宅等が約 89,200 戸あり、木造戸建て住宅の占める割合が高い。それらの構造・建て方別に耐震化率を見ると、「共同住宅等」は 94.9%で既に耐震化率はかなり高い一方で、「木造戸建て」は 64.5%と低い。

住宅の耐震化率（平成 25 年度時点）



	全棟数	S57 以降 建築棟数	S56 以前建築棟数			耐震化率 (%)
			棟数	耐震性有り 棟数	耐震性無し 棟数	
住宅計	293,300	185,780	107,520	30,550	76,970	74.0%
木造戸建て	204,068	115,869	88,199	15,797	72,402	64.5%
共同住宅等	89,232	69,911	19,321	14,753	4,568	94.9%

資料：H25 年 住宅・土地統計調査

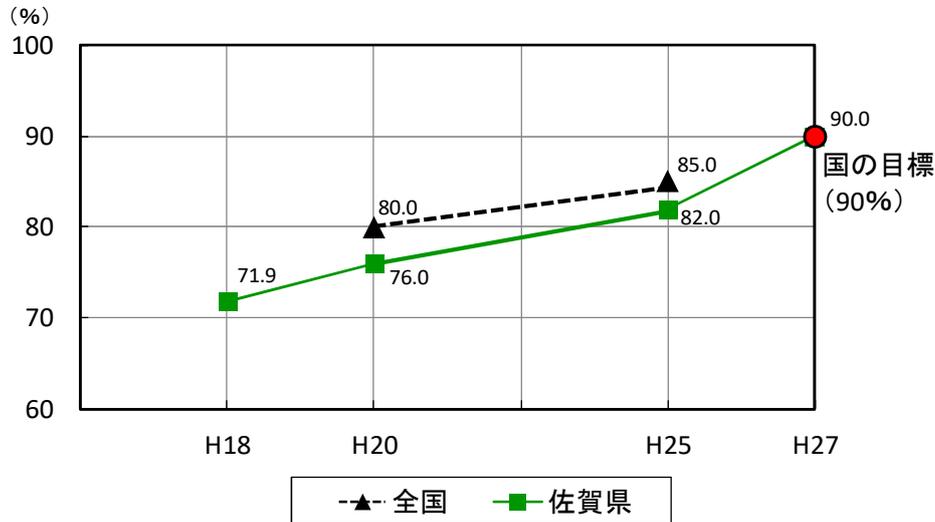
S55 以前建築棟数の内耐震性有りの棟数は、国の推計割合（H14 年 3 月末の都道府県アンケート調査）による推計戸数に加えて、過去の住宅・土地統計調査から整理した持ち家の耐震改修工事実績戸数を加えて推計した。

木造戸建ては、防火木造を含む木造構造の戸建て住宅であり、鉄骨・鉄筋コンクリート造の戸建て住宅は共同住宅等を含む。また、共同住宅等には木造の共同建て住宅も含む。

多数の者が利用する建築物

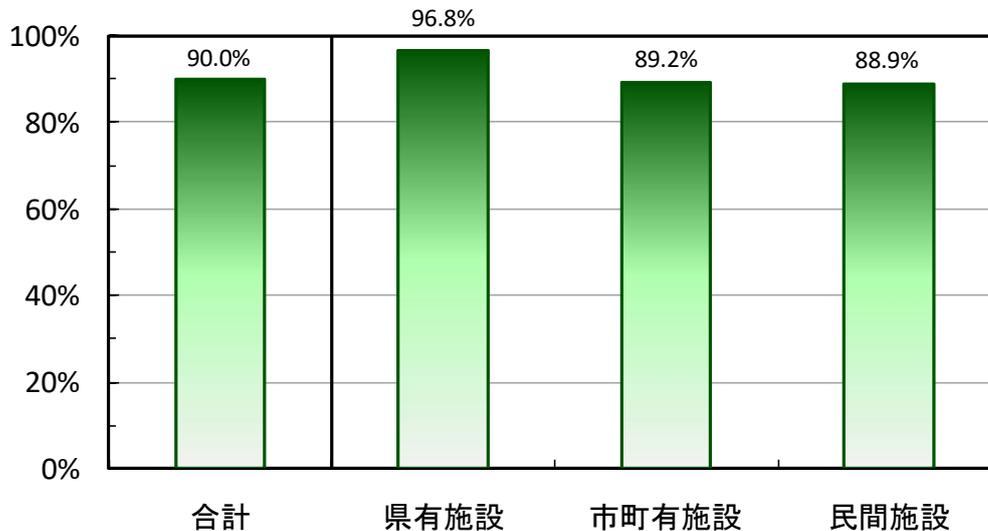
多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、佐賀県及び佐賀市資料の集計結果から、平成 27 年度時点において全体で 90.0%であり、平成 18 年度の当初計画策定時から、18.1%増加している。

多数の者が利用する建築物の耐震化の推移



所有者別に見た場合には、県有施設の耐震化率は 96.8%であるのに対して、市町有施設と民間施設はどちらも約 89%でやや低い。

多数の者が利用する建築物の耐震化率（平成 27 年度時点）



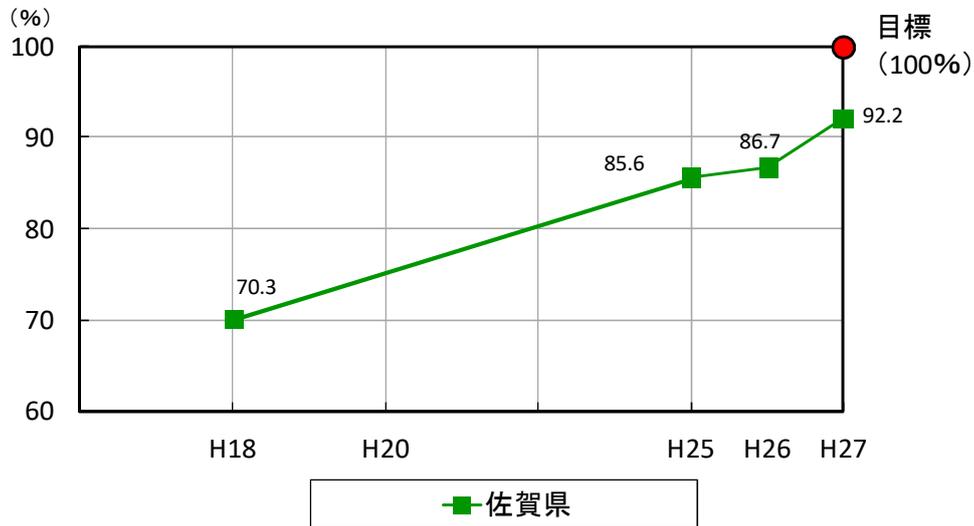
	全棟数	S57 以降 建築棟数	S56 以前建築棟数			耐震化率 (%)
			棟数	耐震性有り 棟数	耐震性無し 棟数	
多数の者が利用 する建築物 計	3,045	2,083	962	659	303	90.0%
県有施設	405	205	200	187	13	96.8%
市町有施設	862	519	343	250	93	89.2%
民間施設	1,778	1,359	419	222	197	88.9%

資料：H27 年度 佐賀県及び佐賀市資料 集計結果による。
民間施設の耐震性有り棟数には推計値を含む

防災上重要な施設

防災上重要な施設の耐震化の状況は、総務省消防庁による公表値の集計結果から、平成 27 年度時点において全体で 92.2%であり、平成 18 年度の当初計画策定時から、21.9%増加しているが、残り 7.8%の耐震化が急務となっている。

防災上重要な施設の耐震化の推移



防災上重要な施設の耐震化率（平成 27 年度時点）

	全棟数	S57 以降 建築棟数	S56 以前建築棟数			耐震化率 (%)
			棟数	耐震性有り 棟数	耐震性無し 棟数	
防災上重要な施設 計	1,354	767	587	481	106	92.2%

総務省消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」整理・集計結果による

沿道建築物

沿道建築物については、平成 26 年度における調査により、佐賀県緊急輸送道路沿いの建築物を把握しており、県内全体で約 300 棟ある。対象となる建物は昭和 56 年以前に建築された建物であるが、耐震診断の実施を含めて、耐震性の有無は未確認である。

3. 耐震化の目標

(1) 地震被害の低減

住宅

耐震化率の目標

平成 32 年度末 : 90% (2020 年度末) ▶ 平成 37 年度末 : おおむね解消 (2025 年度末)

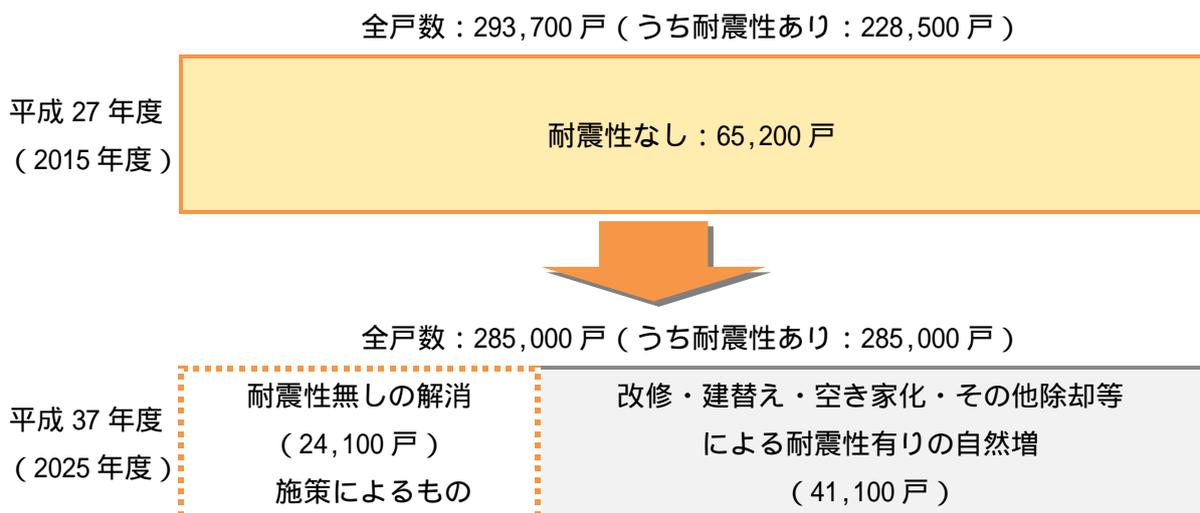
住宅については、地震による住宅の倒壊から県民の命を守るため、国の方針を基に平成 37 年度末 (2025 年度末) におおむね解消を目指す。

平成 25 年住宅・土地統計調査による推計値をベースに、「住宅・土地統計調査 (S63-H25)」、「日本の世帯数の将来推計 (都道府県推計、2015 年 12 月推計) 国立社会保障・人口問題研究所」、「住宅着工統計」を用いて「耐震改修」「建替え」「住宅の空き家化」「その他除却・災害による滅失」などによる耐震化の自然増を推計すると、平成 27 年度時点で耐震性無しの住宅戸数は約 65,200 戸と推計される。

この結果、住宅の自主的な耐震改修、住宅の建替え、S56 年以前住宅の空き家化等の自然増により、約 41,100 戸の住宅が耐震化されるものと推計し、耐震化の施策 (耐震診断や耐震改修) により耐震化を促進することで、平成 37 年度末 (2025 年度末) までに耐震性がない住宅のおおむね解消を目指す

対象建築物の推計

住宅の戸数や耐震性の有無等については、各種統計や資料より推移を整理し、将来推計を行い、その内容を目標に反映させる。その結果、以下の通り目標を設定する。



住宅耐震化の対象とした、防災ベッドや耐震シェルター導入、部分耐震改修などの促進建物全体の耐震化対策だけでなく、比較的安価で簡易な地震対策として、就寝時の人命を守るという観点から、防災ベッドの設置や、耐震シェルターの導入、寝室の耐震化など、建物の部分耐震改修などを促進する。これら耐震化対策を行った建物についても、耐震性を有する建物として、耐震化率に加えるなど、考慮する。

多数の者が利用する建築物（大規模建築物を含む）

耐震化率の目標

平成 32 年度末：95% ▶ 平成 37 年度末：おおむね解消
 （2020 年度末） （2025 年度末）

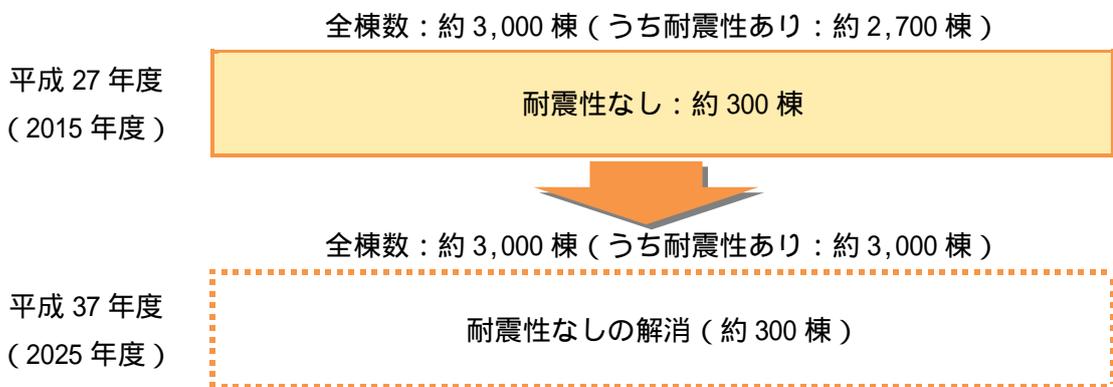
多数の者が利用する建築物については、地震による建築物の倒壊により、被害が甚大になる恐れがあることから、平成 37 年度末（2025 年度末）までに耐震性のない建築物のおおむね解消を目指す。

対象建築物の棟数

平成 27 年度

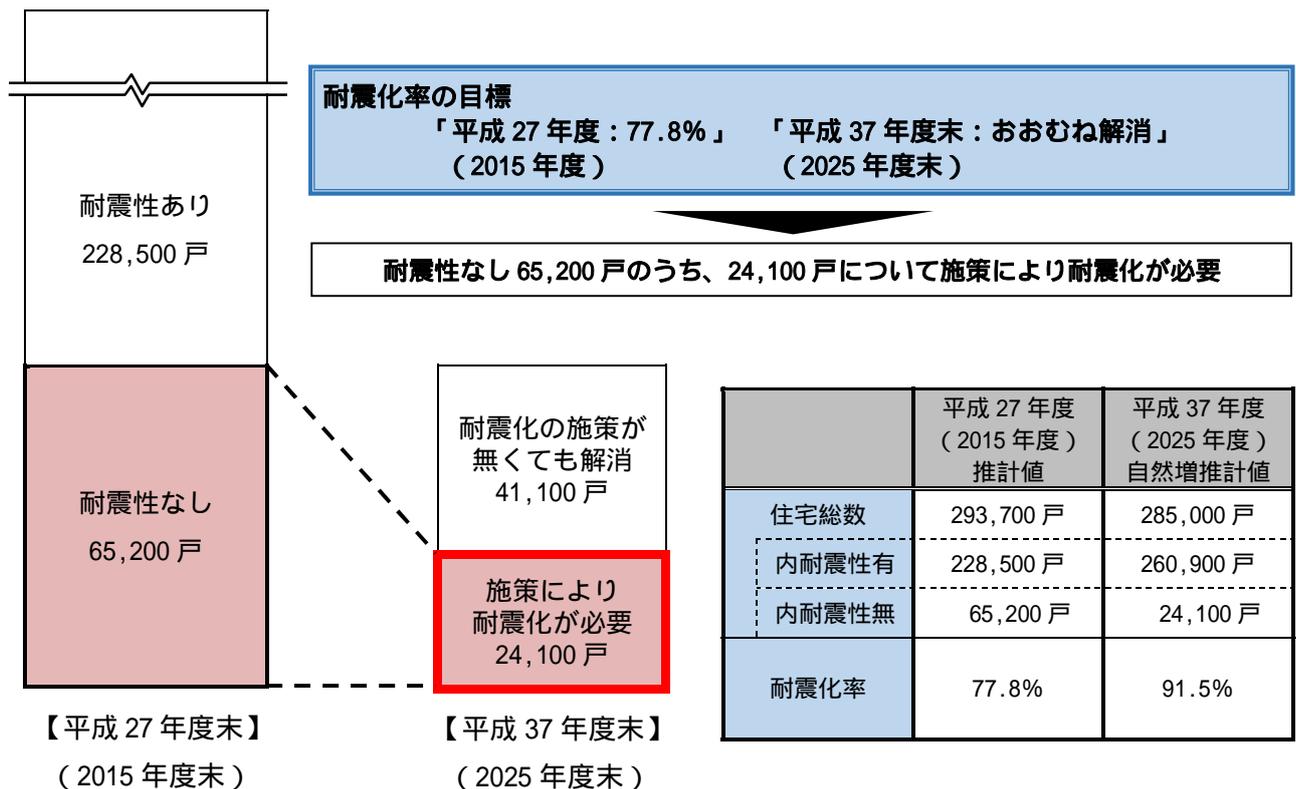
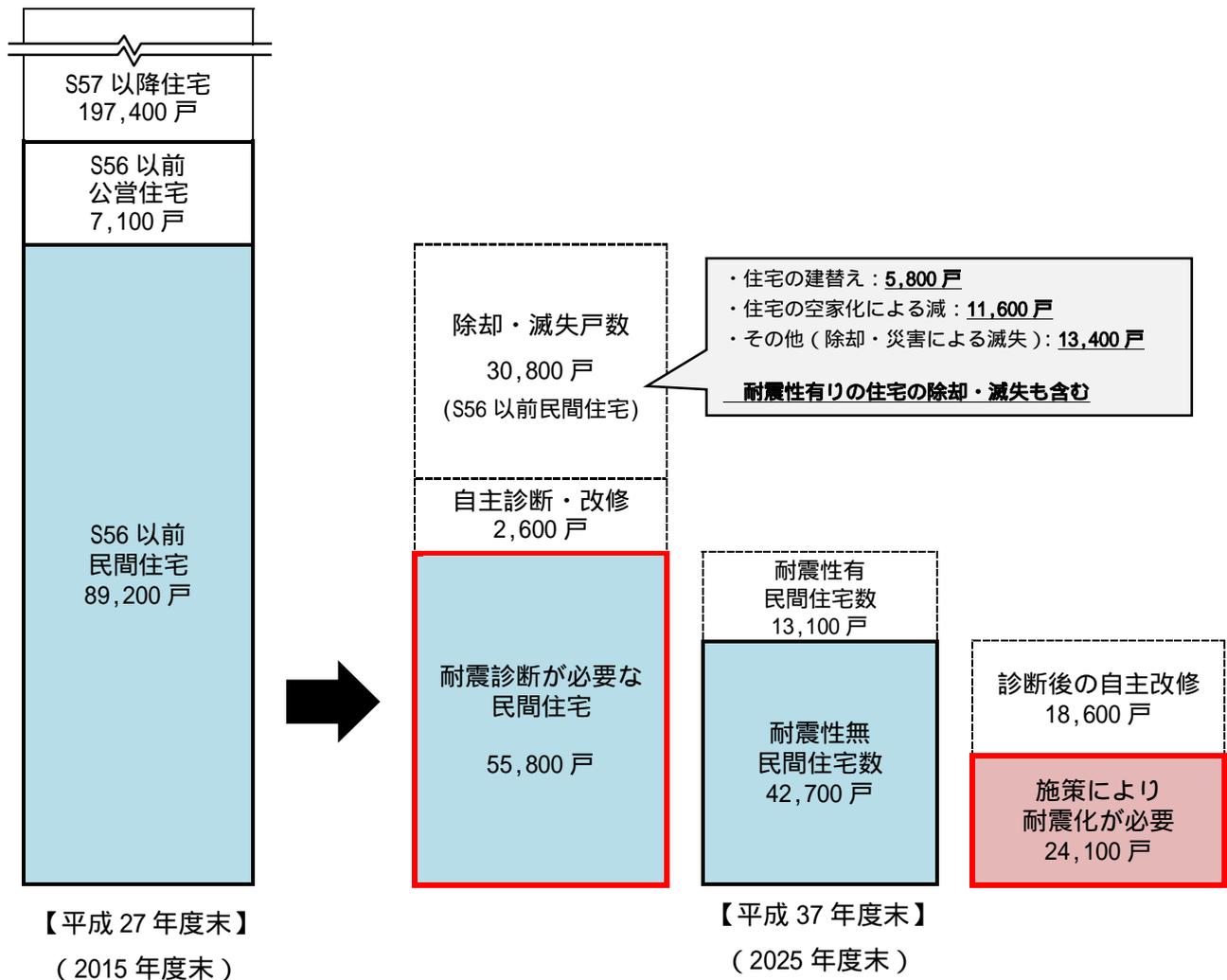
	全棟数	S57 以降 建築棟数	S56 以前建築棟数			耐震化率 (%)
			棟数	耐震性有り 棟数	耐震性無し 棟数	
多数の者が利用 する建築物 計	3,045	2,083	962	659	303	90.0%
県有施設	405	205	200	187	13	96.8%
市町有施設	862	519	343	250	93	89.2%
民間施設	1,778	1,359	419	222	197	88.9%

資料：H27 年度 佐賀県及び佐賀市資料 集計結果による。
 民間施設の耐震性有り棟数には推計値を含む



(参考)

施策により耐震化を促進していく必要がある住宅数の推計



(2) 発災後の対応の円滑化

防災上重要な施設（防災拠点建築物を含む）

耐震化率の目標

平成 32 年度末：95% （2020 年度末）	▶	平成 37 年度末：100% （2025 年度末）
-----------------------------	---	------------------------------

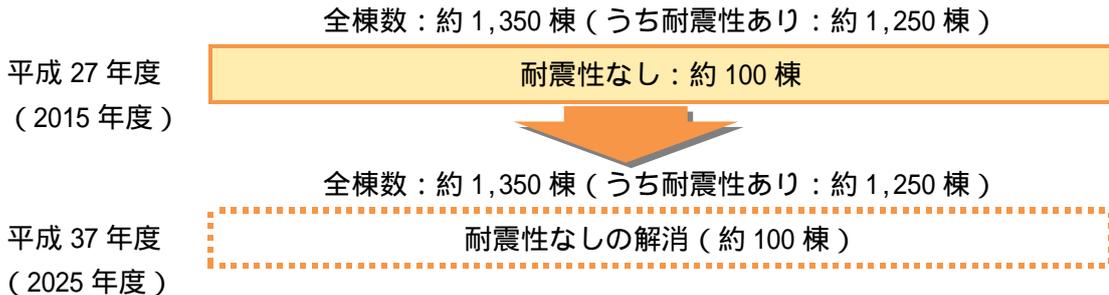
拠点施設（庁舎等） 救護施設（消防関係施設、病院等） 避難施設（公民館、学校等） 避難行動要支援者が利用する建築物（幼稚園、保育所、社会福祉施設等）などの防災上重要な施設は、発災後の対応を円滑にするために、県独自の目標設定として、平成 32 年度末（2020 年度末）までに 95%、平成 37 年度末（2025 年度末）までに 100%とする。

対象建築物の棟数

平成 27 年度

	全棟数	S57 以降 建築棟数	S56 以前建築棟数		耐震化率 (%)
			棟数	耐震性有り 棟数	
防災上重要な施設 計	1,354	767	587	481	92.2%

総務省消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」整理・集計結果による



沿道建築物

耐震化率の目標

平成 37 年度末（2025 年度末）： おおむね解消

沿道建築物については、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である、佐賀県緊急輸送道路の沿道において、建物の倒壊などにより、住民の避難や緊急車両の通行の妨げになるおそれのある建物であることから、耐震化率の目標を平成 37 年度末（2025 年度末）までに、耐震性の無い建築物のおおむね解消を目指す。

対象建築物の棟数

沿道建築物の棟数や耐震性の有無等については、各種資料より集計し、耐震性不明の建築物をすべて解消するように、目標を以下の通り設定する。

